彦根市総合計画審議会　第４部会　第３回会議

日　時：令和３年(2021 年)６月 30 日(水)９：00～11：00

場　所：彦根市役所　５階　第２委員会室

１　開　会

２　議　題

(1)　所管事項の審議について

4-1-5　　公園緑地の整備

4-1-6　　住宅施策の推進

4-1-7　　上下水道の整備・充実

4-2-1　　自然環境の保全

4-2-2　　低炭素社会・循環型社会の構築

(2)　その他

３　閉会

資料B3-1

彦根市総合計画審議会　各部会委員名簿

（五十音順・敬称略）

第1部会

担当分野：人権・多文化共生・健康・福祉・医療・生涯学習

所　属　等	氏　名
聖泉大学　准教授	安孫子　尚　子
彦根市社会教育委員の会議　副委員長	上ノ山　眞佐子
一般社団法人彦根医師会　会長	奥　野　資　夫
公募委員	川　上　建　司
彦根市身体障害者更生会　会長	岸　田　清　次
彦根市老人クラブ連合会　会長	郷　野　征　男
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会　事務局長	髙　橋　嘉　子
彦根市国際協会	馬　場　加依子
彦根市人権教育推進協議会　副会長	森　野　宏　一

第2部会

担当分野：子育て・次世代育成・教育

所　属　等	氏　名
株式会社千成亭風土　取締役	上　田　美　佳
公募委員	加　藤　義　朗
滋賀県立大学　准教授	原　　未　来
彦根市ＰＴＡ連絡協議会　アドバイザー	樋　口　吉　範
彦根市保育協議会　副会長	堀　口　美喜子
彦根市小・中学校長会　稲枝北小学校　校長	山　本　かおる
彦根市青少年育成市民会議　会長	吉　田　徳一郎

第3部会

担当分野：歴史・伝統・文化・観光・スポーツ・産業

所　属　等	氏　名
公益社団法人彦根観光協会　会長	一　圓　泰　成
滋賀県立大学　講師	上　田　洋　平
ＮＰＯ法人小江戸彦根　副理事長	岡　村　博　之
一般社団法人彦根市スポーツ協会　会長	小田柿　幸　男
彦根商工会議所　専務理事	志賀谷　光　弘
公募委員	長　﨑　弘　法
東びわこ農業協同組合　総務担当常務理事	柳　本　上　司
びわこ成蹊スポーツ大学　講師	吉　倉　秀　和

第4部会

担当分野：都市基盤・環境・安全・安心

所　属　等	氏　名
ＮＰＯ法人日本防災士会滋賀県支部湖東ブロック　代表	笠　原　恒　夫
犬上・彦根防犯自治会金城支部　支部長	柴　田　　謙
滋賀大学　データサイエンス学部長	竹　村　彰　通
滋賀県立大学　准教授	轟　　慎　一
彦根市消防団　団長	中　村　藤　夫
公募委員	久　木　春　次
彦根市環境保全指導員連絡会議	森　　雄　三
滋賀県湖東土木事務所　所長	山　崎　彰　吾

資料B3-2

彦根市総合計画検討委員会　各部会長・副部会長

第1部会	部会長	福祉保健部長	田澤　靖壮
	副部会長	企画振興部長	長野　繁樹
第2部会	部会長	子ども未来部長	多湖　敏晴
	副部会長	教育部長	広瀬　清隆
第3部会	部会長	産業部長	中村　武浩
	副部会長	歴史まちづくり部長	荒木　城康
第4部会	部会長	都市建設部長	藤原　弘
	副部会長	市民環境部長	鹿谷　勉

改訂版

資料B3-3

彦根市総合計画審議会　第1部会　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場	審議する施策(予定)	
第2回	5月31日(月)	10:00	12:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	1-1-2	男女共同参画社会づくりの推進
					1-1-4	国際交流の推進
					1-2-2	地域福祉体制・生活支援体制の充実
第3回	7月1日(木)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	1-1-1	人権尊重のまちづくりの推進
					1-1-3	多文化共生のまちづくりの推進
					1-2-1	健康づくりの推進
					1-2-5	地域医療体制の充実
第4回	7月29日(木)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	修正案審議・その他	

彦根市総合計画審議会　第2部会　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場	審議する施策(予定)	
第2回	5月24日(月)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　4階　大ホール	2-1-1	子ども家庭支援の推進
					2-1-2	乳幼児の保育・教育の推進
第3回	6月29日(火)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	2-1-3	小学校・中学校教育の充実
					2-1-4	子ども・若者育成支援の推進
					2-1-2	乳幼児の保育・教育の推進(全部修正のため)
					2-1-1	子ども家庭支援の推進(4年後の目標等)
第4回	7月30日(金)	10:00	12:00	彦根勤労福祉会館　2階　研修室	修正案審議・その他	

彦根市総合計画審議会　第3部会　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場	審議する施策(予定)	
第2回	5月27日(木)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	3-3-1	農林水産業の振興
					3-3-2	商業・工業・サービス業の振興
					3-3-3	創業・新産業創出の推進
					3-2-2	スポーツの振興
第3回	7月1日(木)	10:00	12:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	3-2-2	スポーツの振興(小田柿委員からのご意見)
					3-1-4	文化・芸術の振興
					3-2-1	観光の振興
					3-3-4	就労機会・就労環境の充実
第4回	7月28日(水)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	修正案審議・その他	

彦根市総合計画審議会　第4部会　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場	審議する施策(予定)	
第2回	6月2日(水)	9:00	11:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	4-3-1	河川の整備・土砂災害対策の推進
					4-3-2	消防体制の充実
					4-3-3	危機管理対策の推進
					4-3-4	地域安全対策の推進
					4-3-5	交通安全対策の推進
					4-3-6	消費者保護対策の推進
第3回	6月30日(水)	9:00	11:00	彦根市役所　5階　第2委員会室	4-1-5	公園緑地の整備
					4-1-6	住宅施策の推進
					4-1-7	上下水道の整備・充実
					4-2-1	自然環境の保全
					4-2-2	低炭素社会・循環型社会の構築
第4回	7月21日(水)	9:00	11:00	彦根勤労福祉会館　2階　研修室	修正案審議・その他	

彦根市総合計画審議会　調整会議　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場
第1回	5月28日(金)	10:30	12:00	オンライン会議 傍聴は「彦根市役所 5階 会議室5-3」にお越しください。

彦根市の行政機構図（令和3年(2021年)4月1日現在）

- 市　長
  - 副市長
    - 市長直轄組織
      - 危機管理課
      - 行政デジタル推進課
      - （市民生活・経済再生支援室）
    - 企画振興部
      - 企画課
        - 男女共同参画センター
      - （女性活躍推進室）
      - まちづくり推進課
      - 情報政策課
      - シティプロモーション推進課　シティプロモーション推進係　広報係　秘書係
      - 人権政策課　人権啓発係 多文化共生係
      - 市民交流センター
      - 人権・福祉交流会館　住民福祉係　教育啓発係
    - 文化スポーツ部
      - スポーツ振興課
      - （新市民体育センター整備推進室）
      - 国スポ・障スポ推進課
      - 文化振興課
        - 高宮地域文化センター
        - 市民会館
        - ひこね市文化プラザ
        - みずほ文化センター
    - 総務部
      - 総務課　総務係　法規行政係
      - （コンプライアンス推進室）
      - 公有財産管理課　公有財産管理係
      - （庁舎耐震化推進室）
      - 人事課　人事研修係　給与厚生係
      - 財政課　財政係
      - 働き方・業務改革推進課
      - 税務課　諸税管理係　市民税係　資産税係
      - 債権管理課　整理係
      - 契約監理室
      - 稲枝支所
      - 出張所　鳥居本　河瀬　亀山　高宮
    - 市民環境部
      - 生活環境課　環境保全係　暮らしと消費生活係
      - （公害試験室）
      - （ごみ減量・資源化推進室）
      - （彦根市消費生活センター）
      - ライフサービス課　記録管理係　届出証明係　総合窓口係
      - 保険年金課　年金係　医療保険係　賦課収納係
      - 清掃センター　管理係　業務係　施設係

福祉保健部	社会福祉課	社会係　保護係　自立支援係	デイサービスセンター(5)・グループホーム(1)
	介護福祉課	事業者支援係　高齢福祉係　介護保険係	老人福祉センター(3)
	障害福祉課	障害福祉係　相談支援係	障害者福祉センター
	健康推進課	健康総務係　母子保健係　成人保健係	休日急病診療所
	（新型コロナウイルスワクチン接種対策室）		
	医療福祉推進課	在宅医療福祉係	医療福祉推進センター
子ども未来部	子ども・若者課	子ども総務係　若者応援係	子どもセンター 東山児童館 ふれあいの館
	子育て支援課	支援係　家庭児童相談係	
	（家庭児童相談室）		
	幼児課	幼児総務係　保育給付係	保育園（東・西・ふたば） 認定こども園(平田) 幼稚園(8園)
	発達支援センター	療育係　相談係	
	少年センター		
産業部	農林水産課	農業経営係　地産地消係　農村整備係	農村環境改善センター
	地域経済振興課	雇用労政係　商工振興係	
	観光交流課	観光企画係　誘客推進係	
	（フィルムコミッション室）		
都市建設部	建設管理課	土木管理係　地籍調査係	
	（技術管理室）		
	道路河川課	道路係　河川係　維持係	
	（国・県事業対策室）		
	建築指導課	審査指導係	
	交通対策課		
	建築住宅課	住宅係　建築係	
歴史まちづくり部	都市計画課	都市計画係　開発調整係　公園緑地係	庄堺公園管理事務所
	景観まちなみ課		
	市街地整備課	市街地整備係　駅周辺整備係	
	（稲枝駅西側開発調整室）		
	文化財課	管理係　文化財係　史跡整備係	開国記念館
	（歴史民俗資料室）		
	（彦根城世界遺産登録推進室）		
	（ひこにゃんブランド推進室）		
上下水道部	上下水道総務課	下水道総務係　上水道総務係	
	上下水道業務課	下水道業務係　上水道業務係　徴収係	
	下水道建設課	建設第1係　建設第2係	
	上水道工務課	給水維持管理係　建設改良係 浄水係	
	（浄水場）		

- 病院事業管理者
  - 経営戦略室
  - 医療安全推進室
  - 感染対策室
  - 診療局
    - 内科　消化器内科　血液内科　糖尿病代謝内科　循環器内科　呼吸器内科　脳神経内科　心療内科　腫瘍内科　緩和ケア内科　小児科　外科　乳腺外科　呼吸器外科　消化器外科　整形外科　産婦人科　泌尿器科　脳神経外科　眼科　耳鼻いんこう科　皮膚科　形成外科　麻酔科　放射線科　歯科口腔外科　リハビリテーション科　病理診断科　手術センター　血液浄化センター　救急センター　内視鏡センター　健診センター　滅菌センター　人工関節センター
  - 医療技術局
    - 放射線科　リハビリテーション科　臨床工学科　臨床検査科　栄養科(栄養治療室)
  - 薬剤部
    - 薬品情報課
    - 薬務課
  - 看護部
    - 看護科
  - 地域連携センター
    - 患者家族支援室
    - 地域医療連携室
    - 在宅医療支援室
    - 入退院支援室
    - 訪問看護ステーション
  - がん診療支援部
    - がん相談支援センター
    - 通院治療センター
  - 事務局
    - 病院総務課　総務係　施設係　経理係
    - （施設マネジメント推進室）
    - 職員課　職員係
    - 医事課　医事係　収納係　医療統計係
    - （診療情報管理室）
- 会計管理者
  - 出納室　出納係

- 議会
  - 事務局　庶務係　議事係
- 選挙管理委員会
  - 事務局　庶務係　選挙係
- 公平委員会

監査委員	事務局	
農業委員会	事務局	農政係　農地係
固定資産評価審査委員会	事務局	

消防長

消防本部	消防総務課	庶務係　経理係　消防団係
	予防課	設備係　危険物係　査察係
	警防課	消防救助係　救急管理係　調査係
	通信指令課	指令係（第1部・第2部）　情報管理係
消防署	指揮本部	指揮係（第1部・第2部）
	本署	特別救助係（第1部・第2部） 消防係（第1部・第2部） 救急係（第1部・第2部）
	南分署	消防係（第1部・第2部） 救急係（第1部・第2部）
	北分署	消防係（第1部・第2部） 救急係（第1部・第2部）
	犬上分署	救助係（第1部・第2部） 消防係（第1部・第2部） 救急係（第1部・第2部）

消防団長	消防団 本部	
	消防団 分団	第1～第15分団

教育委員会

教育長

事務局

教育総務課		総務係　施設係	
学校教育課		管理係　教職員係　指導係　保健安全・学校体育係	
学校ＩＣＴ推進課			
学校支援・人権・いじめ対策課		人権教育係　学校支援・いじめ対策係	
生涯学習課		生涯学習係　子ども支援係	荒神山自然の家
彦根城博物館	管理課	管理係	
	学芸史料課	学芸係　史料係	

小学校（17）	
中学校（7）	
教育研究所	
公民館（8）	
彦根市学校給食センター	
図書館	管理係　図書サービス係
視聴覚ライブラリー	
広野教育集会所	

【 関 係 団 体 】

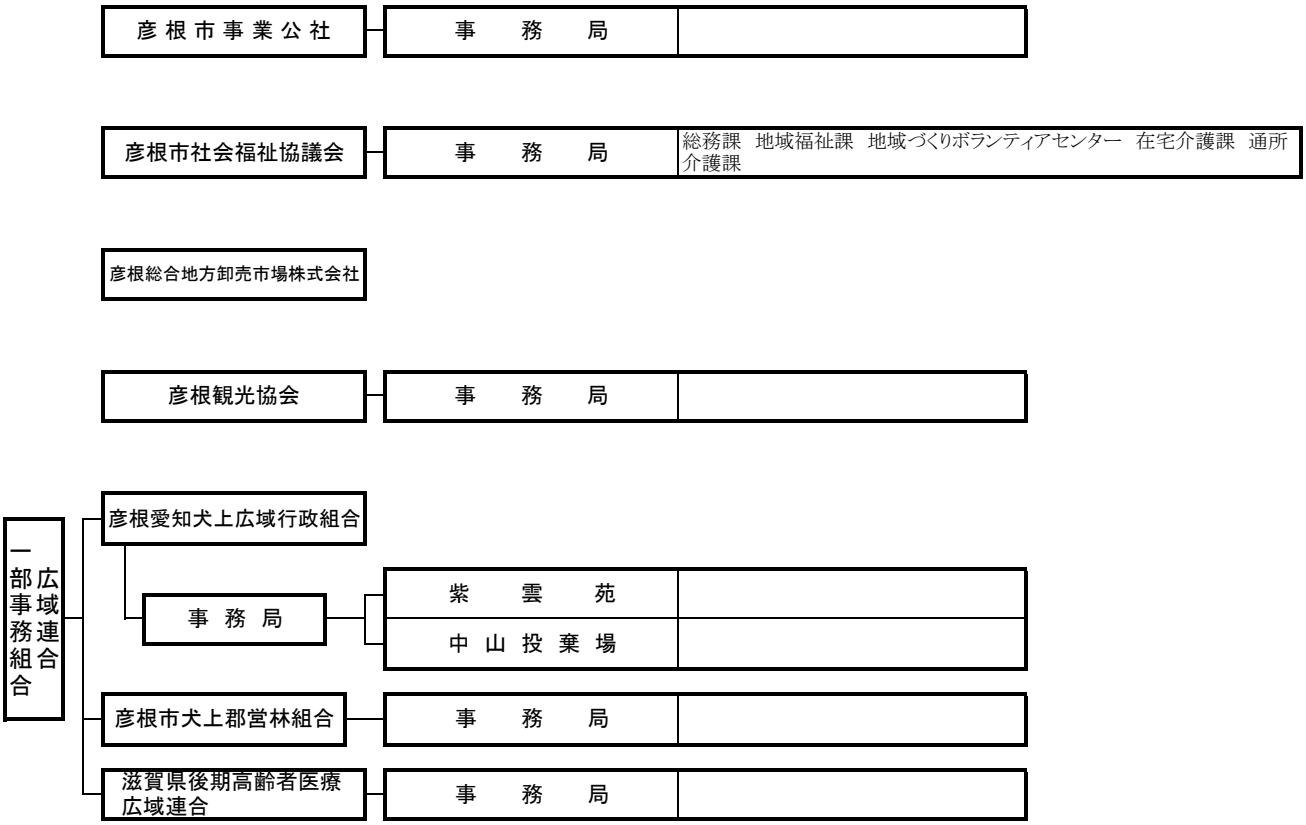

※老人福祉センター

中老人福祉センター・南老人福祉センター・北老人福祉センター

※デイサービスセンター・グループホーム

南デイサービスセンター・北デイサービスセンター・佐和山デイサービスセンター・デイサービスセンターきらら・ふたばデイサービスセンター・グループホームゆうゆう

※小学校

城東小学校・城西小学校・城南小学校・平田小学校・城北小学校・佐和山小学校・旭森小学校・城陽小学校・若葉小学校・金城小学校・鳥居本小学校・河瀬小学校・亀山小学校・高宮小学校・稲枝東小学校・稲枝西小学校・稲枝北小学校

※中学校

東中学校・西中学校・中央中学校・南中学校・彦根中学校・鳥居本中学校・稲枝中学校

※幼稚園

彦根幼稚園・高宮幼稚園・稲枝東幼稚園・旭森幼稚園・城北幼稚園・金城幼稚園・佐和山幼稚園・城陽幼稚園

※公民館

稲枝地区公民館・西地区公民館・東地区公民館・旭森地区公民館・河瀬地区公民館・中地区公民館・鳥居本地区公民館・南地区公民館

次期彦根市総合計画基本計画素案（案）

第4部会

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策1	**持続可能な都市形成**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇人口減少・超少子高齢社会の本格的な到来を見据えた都市構造の見直しが必要となっています。このため、公共交通によるネットワーク強化とともに多極的なコンパクトシティへの取組みを進めていく必要があります。加えて彦根駅から彦根城にかけては、多くの観光客や市民が集うエリアであることから「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくり(ウォーカブルの推進)の期待が高まっています。 ◇農村集落では人口減少・超少子高齢化が一層進むことが考えられることから、コミュニティ維持のためのまちづくりの推進が求められています。 ◇旧城下町地域であり本市の中心市街地となっているエリアでは、人口減少・少子高齢化が顕著であり空き家、空き地も増加傾向をなっていることから、人口維持とともに更なる活性化につながる土地利用の推進が求められています。 ◇市民のシンボルである彦根城の周辺市街地は、築城以降、都市として発展してきたが、彦根城周辺としての歴史的・文化的な環境が失われつつあることから、このような環境を保全していくことが必要となっています。 ◇稲枝駅西側地区については、市街化調整区域でありますが、地域の要望を踏まえ持続可能な地域づくりに寄与するための拠点として、農村地域にふさわしい土地利用を進める必要があります。 ◇登記所に備え付けられた土地に関する記録は、明治時代に作成されたものも多く、土地の実態を正確に把握することができない状況です。計画的で効率的な土地利用を推進するため、地籍調査により正確に把握していく必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇都市計画マスタープランに則り都市部や農村部など地域特性を活かしたまちづくりを進めることで、持続可能な都市の形成をめざします。 ◇地籍調査事業を実施することで、境界紛争の未然防止、土地取引、公共事業、災害復旧の円滑化、固定資産税の適正化を図ることができ、住みよいまちづくりをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇都市部においては都市機能の誘導や居住の誘導を進め、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくり(ウォーカブル)を推進することで、生活しやすく観光客にとっても魅力的な都市環境の形成をめざします。 ◇農村部においては自発的なまちづくりによりコミュニティ維持への取組みを進め、安心して住み続けられる地域づくりをめざします。 ◇地籍調査を継続して推進および実施し、進捗率の向上をめざします。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市街化区域における居住誘導区域内の人口密度	区域内の人口密度を算出	40.5人/ha	40.5人/ha
市街化調整区域における地区計画制度を利用したまちづくりの箇所数		0箇所	3箇所
地籍調査進捗率		13.0%	13.6%

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策1	**持続可能な都市形成**

	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
主な取組	土地利用の誘導を始めとする各種都市計画の適切な見直し	持続可能な都市を形成するため、都市計画マスタープランに基づく各種都市計画の見直しを実施します。	都市計画課
	都市再生整備計画に基づく各事業の推進	彦根駅や南彦根駅を中心とした都市再生整備計画に基づく道路・公園等の都市基盤整備を行います。	道路河川課 市街地整備課 都市計画課
	公共交通の利用促進	コンパクトシティを進める上で不可欠な公共交通によるネットワークを強化します。	交通対策課
	歴史まちづくりの推進	彦根市歴史的風致維持向上計画の推進と各施策の実施します。	景観まちなみ課 文化財課 都市計画課
	彦根城の世界遺産登録の推進と緩衝地帯のまちづくり	世界遺産登録に向けた各種取組と、緩衝地帯である旧城下町地域を含む周辺地域の歴史的・文化的な環境の保全します。	文化財課彦根城世界遺産登録推進室 景観まちなみ課 都市計画課
	中心市街地の活性化	銀座街のまちづくりを中心とした中心市街地活性化基本計画の策定を検討します。	地域経済振興課 都市計画課
	空家対策の推進	旧城下町地域でのコンパクトシティと連携した空き家、空き地の利活用対策の強化します。	建築住宅課 都市計画課
	地籍調査事業	土地に係るトラブルの未然防止、土地取引や公共事業の円滑化、早期の災害復旧などに役立て、国土の有効利用と保全を図ります。	建設管理課
	※多様な主体との連携による取組		

関連する個別計画	彦根市都市計画マスタープラン 彦根市都市交通マスタープラン 彦根市立地適正化計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策2	**市街地の整備**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇彦根駅西口周辺には、世界遺産登録をめざす国宝彦根城のほか重要な観光資源が多く存在し、多くの観光客が訪れていることから、彦根市歴史的風致維持向上計画(第2期)と連携し、歴史的・文化的な景観に調和した市街地の整備を図る必要があります。また、2025年には、県営金亀公園を主会場として国民スポーツ大会等が開催されるため、彦根駅西口周辺については彦根の玄関としての整備が求められています。 ◇郊外型の大型店舗の出店等により中心市街地の空洞化が進んでいる中で、その中心となる銀座街の再生が大きな課題となっており、老朽化した建物への対策を含め、活性化策の検討について地域とともに取り組む必要があります。 ◇南彦根駅周辺では、彦根市スポーツ・文化交流センターの整備に伴い、周辺道路のバリアフリーの整備や公園の整備など早期に完了させるさせる必要があります。 ◇彦根駅東口周辺では、土地区画整理事業を実施したことに伴い、土地の利活用が盛んにおこなわれているが、未だに未利用地が存在しており、今後もまちの活性化のため土地利用の誘導を行う必要があります。 ◇稲枝駅西口の開設に伴い交通量も増加していることから、一刻も早いアクセス道路の確保が望まれており、早期完成に向けた取組が必要とされています。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇彦根駅西口周辺の道路や西口広場、公園などの整備や銀座街の再生を実施していくことで、市街地の魅力の向上や活性化につなげます。 ◇南彦根駅周辺道路や公園などの整備が完了することで、彦根市スポーツ・文化交流センターと連携した元気で安心なまちづくりが実現します。 ◇稲枝駅西側道路を整備することで、交通結節点としての利便性の向上と安全・安心な地域づくりをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇彦根駅西口周辺の道路や西口広場の整備を進め、彦根の玄関としてのおもてなし機能の向上をめざします。 ◇稲枝駅西側道路の整備を進め、利便性の向上と地域の安全の確保をめざします。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
彦根駅西口広場整備率	実施済事業費/全体事業費	0%	100%
稲枝駅西側道路整備率	実施済延長/計画延長	6%	52%

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策2	**市街地の整備**

	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
主な取組	都市再生整備計画(彦根駅周辺地区)に基づく事業	彦根駅西口広場改良事業・大東船町線道路改良事業・尾末町2号線道路改良事業・金亀公園整備事業・京町公園整備事業・案内サイン整備事業・各休憩スポット整備事業等を実施します。	市街地整備課 道路河川課 都市計画課 景観まちなみ課
	都市再生整備計画(南彦根駅周辺地区)に基づく事業	小泉庄堺線道路改良事業・小泉城南小学校線道路改良事業・福満公園整備事業・案内サイン整備事業を実施します。	市街地整備課 都市計画課
	JR稲枝駅周辺整備事業	JR稲枝駅西口広場から市道芹橋彦富線までの市道新設を行います。	市街地整備課
	市道芹橋彦富線道路改良事業	主要地方道愛知川彦根線から市道彦富稲部線ま区間の市道新設を行います。	道路河川課
	稲部本庄線道路改良事業	主要地方道大津能登川長浜線から市道芹橋彦富線ま区間の市道新設を行います。	道路河川課
	銀座街まちづくり検討事業	銀座街の今後のまちづくりについて、地域とともに検討します。	都市計画課 地域経済振興課
	※多様な主体との連携による取組		
	障害者支援団体とも連携し、誰もが安心・安全に暮らせる市街地の整備に努めます。		

関連する個別計画	彦根市都市計画マスタープラン 彦根市都市交通マスタープラン 都市再生整備計画(彦根駅周辺地区および南彦根駅周辺地区)

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策3	**公共交通ネットワークの充実**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇鉄道、路線バス、予約型乗合タクシーを移動の需要に合わせて運行させることで、市内全体に公共交通ネットワークを整備していく必要があります。 ◇都市機能や居住を誘導する地域では、さらに公共交通機関の利便性を向上させる必要があります。 ◇高齢者数の増加が見込まれることから、自家用車を運転しない人でも快適に移動できる公共交通を実現していく必要があります。 ◇過度のクルマ依存を是正し環境負荷の増大や渋滞の発生を抑制するため、だれでも快適に移動できる公共交通環境を実現していく必要があります。 ◇彦根城世界遺産登録が実現することで、彦根城周辺の渋滞の深刻化が予測されることから、市民の移動に支障を来さないために、観光客が鉄道を使って彦根を訪れるよう誘導する必要があります。 ◇近江鉄道は、沿線地域の結びつきを強めるとともに、市内の事業所や学校への通勤・通学の手段、駅周辺住民の日常の移動手段として、さらに利便性を向上させていく必要があります。 ◇市内のJR各駅に設置するエスカレーター・エレベーターについては、一部を除き、設置後相当の年数が経過していることから、利用者の安全確保のためにも計画的に更新する必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇多くの市民に予約型乗合タクシーが認識され、日常の移動手段として定着することをめざします。 ◇彦根城周辺地域では公共交通機関の利便性が向上し、路線バスやその他のモビリティの利用者が増加することで、渋滞が抑制されることをめざします。 ◇公共交通機関に関する情報発信が充実することで、初めて使う人でも不安を感じることなく利用できる環境をめざします。 ◇鉄道駅に接続する二次交通を充実させることで、駅周辺の賑わいの増加をめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇彦根城周辺地域で、路線バスの強化(路線の新設・既存の路線バスの増便)を行います。 ◇予約型乗合タクシーの存続を図るため、1便当たりの乗車人数(乗合率)の向上させ、効率的な運行を行います。 ◇路線バスについて、ICカード利用の啓発とバスロケーションシステムの導入などにより、さらに利便性を向上させます。 ◇だれもが快適に利用できる公共交通環境とするため、駅のバリアフリー施設の維持・管理を継続するとともに、路線バスのバリアフリー車両への更新を進めます。

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	湖東圏域の地域公共交通利用者数	近江鉄道への照会、補助金関係資料からの算出	233万人	266万人

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策3	**公共交通ネットワークの充実**

	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
主な取組	路線バスの運行	◇運行事業者への補助制度等による、路線バスの運行を維持します。 ◇新たな路線やモビリティの検討します。 ◇ICカードの利用促進を行います。 ◇バスロケーションシステムの導入を行います。	交通対策課
	予約型乗合タクシーの運行	◇路線バスが運行していない地域での予約型乗合タクシーの運行を行います。 ◇予約型乗合タクシーの乗合率向上のための広報等の実施します。 ◇予約型乗合タクシーに関する情報発信や、乗り方講座などの利用促進の実施します。 ◇予約システムの導入および導入後の機能改善を図ります。	交通対策課
	鉄道駅のバリアフリー施設の維持・管理	◇定期的に保守点検を行いながら、設置後の年数や老朽化度合いを見極め、計画的に更新を行います。 ◇南彦根駅へのエスカレーター設置を検討します。	交通対策課
	※多様な主体との連携による取組		

関連する個別計画	彦根市都市交通マスタープラン 湖東圏域公共交通網形成系計画 彦根市立地適正化計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策4	**道路の整備**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇ 道路は、都市内交通の円滑な処理や広域幹線道路との連携による都市間交通の円滑化など、市民生活、経済活動、観光交流における都市の基盤として重要施設ですが、本市においては、地形的条件や歴史的背景などから道路整備が遅れており、円滑性に課題があります。また、人口減少社会の到来に備え、コンパクトなまちづくりが求められており、日常生活圏や地域間の交流・連携を強化する必要があり、市民生活における移動の円滑化や、地域活力の維持・向上を図るため、経済活動や観光交流に寄与する道路網の構築が必要であります。 ◇ コンパクトなまちづくりを進める中で、徒歩や自転車は今後ますます重要な交通手段となることから、歩行者や自転車が安全で安心して利用できる通行空間の確保や自動車通行環境だけでなく、歩行者や自転車利用者の円滑な移動においても支障をきたしており、道路整備に合わせ、誰もが安心して利用できる通行空間を確保や移動動線のネットワーク化が必要であります。 ◇ 道路の主要な構造物である橋梁については、経年により老朽化による損傷が進みますが、経済性を考慮した長寿命化が求められており、平成25(2013)年度に「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づき、計画的に効果的な修繕を行っていく必要があります。また、平成26(2014)年7月に道路法が改正施行され、一定規模の橋梁の点検が義務付けられたこともあり、継続的な保全を行い、道路利用における安全性を確保していく必要があります。 ◇ 歩行者の安全で安心な移動空間の確保のため、歩道のバリアフリー化を行う必要があり、「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づく重点地区内の特定経路において整備を進めており、引き続き、計画的に効果的な整備を図る必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇ 道路の整備や歩道、自転車道を整備することにより、市民生活や経済活動、観光交流において、誰もが快適で円滑な移動環境が確保され、良好な都市空間が形成されることをめざします。 ◇ 道路の主要構造物である橋梁の適切な維持管理により、利用する誰もが安全で安心して通行できるようにします。 ◇ 歩道のバリアフリー化を推進し、誰もが安全で安心して移動ができる歩行空間の確保をめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇ 道路交通の円滑化を図るため、計画的に効果的な幹線市道や都市計画道路の整備を行います。 道路の整備率　66.2% ◇ 橋梁の修繕工事を進め、誰もが安心して通行ができるよう橋梁の適切な維持管理を行います。 橋梁の修繕率　27.5% ◇ 歩道のバリアフリー化を推進し、誰もが安全で安心な歩行空間を確保します。 重点地区における歩道のバリアフリー化整備率　72.7%

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
道路整備率(幹線市道、都市計画道路)	改良済延長/計画延長【%】	26.2	66.2
橋梁長寿命化修繕率	修繕済橋梁数/期間(令和12年度まで)における修繕橋梁数【%】	3.3	27.5
重点地区における歩道のバリフリー化整備率	整備済延長/計画延長【%】	55.5	72.7

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策4	**道路の整備**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	幹線道路の整備促進	都市内交通の円滑な処理や広域幹線道路との連携による都市間交通の円滑化など、市民生活、経済活動、観光交流における都市の基盤として道路の整備を行います。また、道路整備にあわせ、歩行者や自転車が安全で安心して利用できる通行空間の確保を行い、誰もが安心して利用できる通行空間を確保や移動動線のネットワーク化を行います。	道路河川課 市街地整備課
	橋梁の適切な維持管理	橋梁の定期的な点検を行うとともに、「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕工事により、道路を利用する誰もが安心して通行ができるよう、適切な維持管理を行います。	道路河川課
	歩道のバリアフリー化	誰もが安心して安全に通行できる歩行空間の確保を図るため、計画的に効果的な歩道のバリアフリー化を行います。	道路河川課 市街地整備課
	※多様な主体との連携による取組		
	◇国が実施する広域的な幹線道路整備のため、民間団体とも連携を図り、彦根市をはじめとする2市4町で構成する国道8号バイパス建設促進期成同盟を通じ国への要望活動を積極的に行うとともに、事業推進のため積極的に協力し、市内における幹線道路の整備促進を図ります。 ◇県が実施する都市計画道路原松原線(国道306号バイパス)等の幹線道路整備のため積極的に協力し、市内における幹線道路の整備促進を図ります。		

関連する個別計画	彦根市道路整備プログラム 彦根市橋梁長寿命化修繕計画 彦根市交通バリアフリー基本構想

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策5	**公園緑地の整備**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇公園緑地は、地域活動やスポーツなど市民が余暇を過ごす場を提供するとともに、自然とのふれあいや世代間の交流の場としての役割も担っており、市民の心と体の健康増進に寄与しています。また、近年では、市民の防災意識の向上から、災害時において、公園緑地は地域の初動拠点として期待されており、その役割は多岐にわたることから、公園緑地の整備を推進していく必要があります。 ◇公園緑地の整備に関しては、民間の創意工夫も取り入れた整備、管理が必要であり、それにより公園の魅力、サービスレベルを向上させることが求められています。 ◇公園緑地が安全で安心な状態で利用できるよう、自治会や社会奉仕等の市民団体、事業者、ＮＰＯ等に参画を拡げ、行政と市民が協働して公園緑地の維持管理に取り組む必要があります。 ◇既存公園等においては、開設から月日が経過し、施設の老朽化が進行するとともに、公園利用に対するニーズも変化していることから、施設の改築、更新時には市民の意見を取入れながらこれらに対応し、公園の利用を増進していく必要があります。 ◇良好な都市環境の形成のため、道路や学校など横断的なグリーンインフラの整備を図るとともに、一般住宅や工場等事業所についても緑化を推進する必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇地域防災への活用等公園の多面的な利用を考慮して都市公園の整備や既存公園等の適切な管理運営に取り組むことで、市民が安全で安心して暮らす、緑豊かなまちをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇現在進めている国民スポーツ大会主会場に隣接する金亀公園や彦根市スポーツ・文化交流センターに隣接する福満公園の再整備をはじめ、河瀬公園や京町公園の整備を進め、緑の確保に努めます。 ◇ＪＲ稲枝駅西側において地域から要望されている地区公園について、官民連携事業としての取組みを進め、早期完成をめざします。 ◇行政と市民が協働し、公園緑地の適切な管理運営を図ります。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
市民1人当たりの都市公園面積	都市公園面積(㎡)÷人口	12.97㎡	14.63㎡
市民による公園の管理箇所数	1年当り帰属公園数3公園	312公園	330公園

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策5	**公園緑地の整備**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	都市公園の整備	◇すでに整備中の都市公園においては計画通りに整備が進むよう補助金の活用などを行い予算の確保に努めます。 ◇計画中の公園については、市民ニーズに適応した整備計画となるよう市民とともに施設内容等の検討を行います。また、整備・運営の手法についてはＰＦＩ事業をはじめ、整備・運営のコスト縮減を図れるよう検討します。	都市計画課
	既存公園等の適切な管理運営	◇行政と市民が協働し、公園緑地の維持管理が図れるよう、緑化保全と緑化推進の啓発を行います。 ◇公園の管理・運営や街路樹管理について指定管理者制度の拡充や包括的民間委託を検討します。	都市計画課
	※多様な主体との連携による取組		
	市民やＮＰＯ、事業者の参画により行政と一体となって公園の維持管理の促進を図り、緑豊かな魅力ある公園づくりを支援します。		

関連する個別計画	彦根市緑の基本計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策6	**住宅施策の推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇将来人口の減少と少子高齢化が進行するなかで、誰もが安心して暮らすことができる住宅・住環境が求められています。 ◇低額所得者や住宅確保要配慮者(高齢者、障害のある人、外国人住民、子育て世帯等)へ今ある住宅を有効活用し、居住水準の向上、居住における快適性や利便性、やすらぎやゆとりなど市民の多様なニーズに応える必要があります。 ◇郊外の住宅地への移住が続く中心市街地をはじめ、核家族化および少子高齢化の進行とともに居住人口の減少と「空き家」や「空き地」が増加していることから、所有者等に対して適正な管理を促すとともに、有効活用を進めていく必要があります。 ◇昭和56年(1981年)5月31日以前に建築された住宅は、現行の耐震基準を満たさないおそれがあり、地震時の倒壊により人的・経済的な被害の発生が懸念されます。これまで、木造住宅の耐震診断・耐震改修等への取組を支援してきています。さらに、住宅の耐震化を促進する必要があります。 ◇市内には4メートルに満たない道路(狭あい道路)が多数あり、救急・消防活動および安全な住宅地の形成が課題となっており、狭あいな生活道路について利用実態に合わせた改善を行う必要があります。 ◇倒壊による被害が道路にまでおよぶ恐れのあるブロック塀等の撤去・改修への支援を進めてきましたが、さらに危険なブロック塀等の解消を進める必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇住宅セーフティネットとして充実を図るとともに、高齢者等に配慮した公営住宅等の質の向上を図り、誰もが安心して暮らすことのできるまちをめざします。 ◇空き家の適正管理および有効活用を促進することにより、管理されていない住宅が減り、地域の住環境が向上されることをめざします。 ◇住宅の耐震性の向上や狭あい道路の拡幅(歴史的景観を保全再生しようとする地域等は除く。)により、ゆとりのある安全で安心な住宅地が形成されることをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的なバリアフリー化や長寿命化等のストック改善を進め、高齢者等世帯が安心して住み続けられる環境を整備します。 ◇「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「彦根市空家等対策計画」により、空き家の利活用や除却等の対策を総合的かつ計画的に実施し、地域の活性化と安全・安心な居住環境の創造をめざします。

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	公営住宅等の高齢化対応率	公営住宅等の管理戸数における、高齢者等に配慮した改修を実施済み住戸の割合	50%	62%
	管理不全な空き家等の是正率	法および条例に基づく空き家の指導等件数のうち、是正完了した件数の割合	52%	66%

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策6	**住宅施策の推進**

	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
主な取組	既存公営住宅等の有効活用	◇現公営住宅等を有効活用し、住宅に対する質の向上を図ります。	建築住宅課
	空き家等対策事業	◇「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、「彦根市空家等対策計画」を改定します。 ◇「空家等対策の推進に関する特別措置法」および「彦根市空き家等適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言・指導を行うなど、適正な管理を促進します。 ◇地域の拠点施設等として活用できる空き家およびその除却後の跡地について、有効活用を検討します。 ◇「彦根市空き家バンク」によって、空き家の活用促進を図ります。 ◇空き家のデータバンクの構築を支援します。	建築住宅課
	安全で快適な住まいづくり	◇高齢者や障害のある人等が安心して暮らせる住まいづくりのため、福祉部門との積極的な連携を行います。 ◇長寿命化計画に基づき、公営住宅の改善整備を推進します。	建築住宅課
	既存建築物耐震化促進事業	◇住宅の耐震性を向上させるため、耐震診断および耐震改修への支援を行います。 ◇倒壊による被害が道路にまでおよぶ恐れのあるブロック塀等の撤去・改修への支援を行います。	建築指導課
	狭あい道路整備事業	◇複数の建築物が立ち並ぶ幅員1.2メートル以上4メートル未満の道路について、生活の利便性、住環境の向上等を図るため、4メートルに拡幅します。	建築指導課
	※多様な主体との連携による取組		

関連する個別計画	彦根市公営住宅等長寿命化計画 彦根市地域住宅計画 彦根市空家等対策計画 彦根市既存建築物耐震改修促進計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策7	**上下水道の整備・充実**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	≪水道≫ ◇現在、上水道の普及率は99．8％に達し、ほぼ市域全域への給水が可能となっていますが、節水意識の浸透や節水型機器の普及により使用水量は減少傾向が強くなっていることから、給水収益も減少傾向にあります。 ◇水道料金徴収率の向上をめざし、未収金対策に取り組んでいます。 ◇縮小する財政基盤を前提とした上で、安定給水に取り組むとともに、老朽施設の更新や耐震対策など重要な施設の建設改良については、優先順位を的確に設定し、中長期にわたって計画的に進める必要があります。配水管については、基本方針として、下水道工事や道路改良工事、老朽管更新事業による布設替に合わせ耐震化を図ることとし、医療施設や避難場所等への配水管の耐震化を優先して図るものです。管路の耐震化率については、令和元年度末(2019年度末)では、管路延長791kmに対し、レベル1地震動※では、82．3％の管路が、レベル2地震動※では、14．6％の管路が耐震化整備を完了しています。 ◇浄水場、水源池、配水池などの施設の耐震化につきましても、耐震化整備を優先的に進めるべきと考え、水質試験棟、配水池、東沼波水源地などの耐震化を完了し、今後も順次進めていく予定です。特に、基幹浄水場であります大藪浄水場については、電気設備や機械設備の更新を進め、浄水施設については76．5％、配水池施設につきましては91．0％が耐震化整備を完了しています。 ◇老朽化により漏水頻度の高い管路については、優先順位を上げて更新対応しています。 ≪下水道≫ ◇昭和56年度(1981年度)の事業着手以来30年以上経過し、普及率は令和元年度末(2019年度)末で85．1％となりました。厳しい財政状況ではありますが、今後も未普及地域解消のため整備を進めていく必要があります。 ◇今後、必要に応じて段階的に進められる流域下水道の整備については、社会状況の変化を踏まえつつ、効率的に行われることが求められています。 ◇令和元年度末(2020年度)末の水洗化率(下水道への接続率)は90．5％ですが、水洗化は水質や環境保全だけでなく、下水道事業の運営資金となる使用料に直結し、公共投資の早期回収につながることから、コミュニティ・プラント(開発団地内大型合併処理浄化槽)や個別合併処理浄化槽からの下水道への切替えも含めて、水洗化率が向上するよう普及促進と啓発活動の推進が必要です。 ◇公共下水道管渠※の整備延長は、令和元年度(2019年度)末で約571kmとなり、今後さらに施設のストックが増大していく中で、施設機能を十分に発揮させるため効率的な維持管理を行うとともに、地震等の自然災害が発生した際に施設機能を確保する災害対策が求められています。 ◇下水道事業は令和2年度より公営企業会計へ移行し、より自立した経営を求められています。未整備地区の解消のための事業費との調整等、健全経営に向けた第6期経営計画(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2026年度))に沿って事業を遂行する必要があります。

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策7	**上下水道の整備・充実**

12.年後の姿	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
	≪水道≫ ◇水道事業の理念である「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」ために、いかなる時も市民生活に支障が出ないよう、安定した給水ができることをめざします。 ◇管路や施設の耐震化を進め、災害に強いライフラインの構築をめざします。 ≪下水道≫ ◇下水道の整備は概ね完了していますが、計画的な維持管理を着実に行うとともに、地形や埋設物等により下水道の整備が困難な土地への普及に努め、河川や琵琶湖の水質保全に寄与することにより、市民が快適に生活できる住みやすいまちをめざします。 ≪共通≫ ◇万が一の災害発生時には、水道事業震災対策マニュアル、下水道事業業務継続計画に基づき、一日も早いライフラインの復旧をめざします。 ◇未収金対策を実施し、水道料金・下水道使用料等の徴収率の向上をめざします。 ◇持続可能な健全経営をめざします。

4年後の目標	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定			
	≪水道≫　災害に強い水道の構築のため、水道管路の耐震化率の向上をめざすとともに、浄水施設の強靭化に努めます。 ≪下水道≫　公共下水道事業による一般的な整備を概成し、次期において農業集落排水施設等の公共下水道への接続に着手します。			
指標	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	水道管路の耐震化率	耐震管延長／管路総延長	14.60%	19.50%
	公共下水道普及率	処理区域内人口／行政区域内人口(住民基本台帳)	85.10%	93.00%

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策7	**上下水道の整備・充実**

	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
主な取組	安全で良質な水道水の安定供給	◇安全な水道水を供給するため、水源の水質監視の強化に努めます。 ◇安全で良質な水道水を供給するため、水質管理体制の充実に努めます。	上水道工務課
	公共下水道の整備	◇市街化区域の未普及地域を重点的に整備を推進し、その他の未普及地域は市域全体のバランスを考慮しながら整備を進めます。 ◇処理場の老朽化が進行する農村下水道(農業集落排水)について、公共下水道への接続ができるよう管渠の整備に取り組みます。 ◇流域下水道管理者である県に対して、流域管渠整備の早期完成および汚水量に応じた浄化センターの適正な整備を要請します。	下水道建設課 上下水道総務課
	水洗化の普及促進	◇下水道施設が有効に活用され、下水道の施設運営を健全なものにするために、水洗化(下水道への接続)の普及促進に努め、水洗化率の向上を図ります。 ◇事業所排出水対策等を行い、悪質流入水を排除し、処理負荷の低減に努めます。	上下水道業務課
	維持管理体制の充実	◇公共下水道施設の長寿命化に努め、その機能を十分に発揮させるとともに、宅内排水設備の計画確認、検査と併せ、不明水の解消に努めます。 ◇水道水の安定供給を図るため、水道施設の整備更新(耐震化)に努めます。 ◇上下水道施設の機能を安定的に維持するため、管理体制の充実に努めます。	上下水道業務課 下水道建設課 上水道工務課
	効率的な経営の推進 経営の健全化	◇彦根市水道事業ビジョン・水道事業第3期中期経営計画・公共下水道事業第6期経営計画の着実な推進とともに、上下水道両事業の地方公営企業としての健全な経営に努めます。	上下水道総務課 上下水道業務課

※多様な主体との連携による取組

≪水道≫

◇給水装置や給水器具は、個人の財産であり、個人でできる管理は、各自で行っていただくことを期待します。

◇水道の水源である琵琶湖や地下水の水質保全のため、家庭排水の公共下水道への接続や水路等の清掃活動など、水質・環境保全に取り組まれることを期待します。

≪下水道≫

◇下水道を正しく使い(生ごみを捨てない、油を流さない、トイレにものを流さない等)、適正に維持管理(分離ますの清掃等)されることを期待します。

◇下水道供用開始地域においては、合併処理浄化槽等をお使いのご家庭も含めて、速やかに下水道に接続されることを期待します。

◇農村下水道についても、異物の流入による機器故障が頻繁に起きていることから、正しく使い適正に維持管理されることを期待します。

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野1	都市基盤
施策7	**上下水道の整備・充実**

関連する個別計画	≪水道≫ 彦根市水道事業ビジョン 彦根市水道事業第3期中期経営計画 ≪下水道≫ 彦根市公共下水道事業第6期経営計画 彦根市公共下水道ストックマネジメント実施計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野2	環境
施策1	**自然環境の保全**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	地域環境資源として、琵琶湖をはじめ、鳥居本の山間地や肥沃な穀倉地帯である湖東平野、鈴鹿山脈から流れる芹川、犬上川、宇曽川、愛知川など豊かな自然を擁していますが、里地里山の管理が行き届かないことなどによるシカやイノシシなどの有害鳥獣の増加や、アライグマやハクビシンなどの外来生物の侵入、また、琵琶湖ではナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイなどの侵略的外来水生植物の生育により、生物多様性が失われつつあります。 大気、水、土壌などの環境基準の達成状況は改善傾向にあり、概ね良好な環境が維持されていますが、PM2.5や光化学スモッグといった環境リスクの発生も懸念されています。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇豊かな自然の保全や美化活動が積極的に行われることで、琵琶湖周辺では美しいヨシ原や松林が広がり、湖や自然が地域住民や観光客に親しまれることをめざします。 ◇身近な山や川で、生きもの調査や自然観察会が行われることで、自然を大切にする心が醸成されることをめざします。 ◇家庭では、ごみの適正処理や生活排水による水の汚れ防止など環境に配慮した行動が日常的に行われることで、多くのホタルが飛び交う良好な環境が維持されることをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇教育機関や事業者、地域と連携して、自然環境や野生動植物の調査・情報収集を図り、保全・回復に努めます。 ◇本市を特徴づける琵琶湖やヨシ群落などを活用したエコツーリズムを推進します。 ◇自然観察会等を通じて、生きものや環境の大切さを学ぶ機会を提供し、環境に関する意識の醸成を図ります。 ◇県などと連携して特定外来生物の調査・駆除を行うとともに、新たな外来種侵入の未然防止に努めます。 ◇県などと連携して環境リスクのモニタリングを行い、結果の公表と環境の把握に努めます。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
外来種の駆除数(箇所)	ナガエツルノゲイトウ・オオバナミズキンバイの生育箇所	20	10
ホタルの確認場所数(箇所)	彦根市環境保全指導員連絡会議が作成するホタル地図	39	43

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野2	環境
施策1	**自然環境の保全**

	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
主な取組	琵琶湖をはじめとする水環境の保全	教育機関や事業者、地域と連携して、琵琶湖や琵琶湖につながる河川などの保全・回復を図ります。	生活環境課
	野生動植物の保全・再生	県や大学、環境関連団体などと連携して、貴重な野生動植物の分布や生態について調査・情報収集に努めるとともに、法令などに基づき適正な保全・再生に努めます。 地域の歴史・風土を象徴する神社・寺院の社そう林や樹齢の古い大きな樹木など、緑のシンボルとして長く親しまれている保存樹・保存樹林について、地域と連携して保全・維持管理に努めます。	生活環境課
	貴重な自然と触れ合う機会の創出	自然観察会やエコツーリズムなどを通じて、生きものや環境の大切さを学ぶ機会を提供します。 市民や市民団体と連携して、城山や佐和山など身近な里山において定期的な自然観察会を行い、市民や観光客の環境に関する意識の醸成につなげます。	生活環境課
	外来種対策の推進	県や大学、環境関連団体などと連携して、ナガエツルノゲイトウなど特定外来生物の分布状況について調査し駆除を行うとともに、新たな外来種が侵入しないよう未然防止に努めます。 外来種に関する正しい知識の普及啓発や外来種による生態系への影響の防止に努めます。	生活環境課 農林水産課
	環境リスクのモニタリング	大気環境や河川、地下水、土壌などの環境リスクについて、県と連携してモニタリングを実施するとともに、その結果をホームページで公表します。 ホタルの生息状況について、環境保全指導員などと連携してモニタリングを行い、水辺環境の把握に努めます。 高濃度のＰＭ2.5や光化学スモッグが発生した場合は、速やかに注意喚起します。	生活環境課
	※多様な主体との連携による取組		

関連する個別計画	第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野2	環境
施策2	**低炭素社会・循環型社会の構築**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	彦根市の平均気温は100年あたりで約1.3°C上昇しており、温室効果ガスの排出抑制と気候変動などの軽減の取組を進めていく必要があります。 本市のごみ等排出量は減少傾向にありますが、1人1日あたりの排出量は、滋賀県の1人1日あたりの排出量を上回る状況が続いています。 また、琵琶湖の西風により浮遊ごみが本市の湖岸に漂着しやすく、大量の漂着ごみが琵琶湖周辺に漂着し、問題となっているため、解決を図る必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇家庭や工場、事業所において、節電や節水など温室効果ガス削減に向けた行動が日常的に行われることをめざします。 ◇省エネルギー型の家電◇設備や断熱化、再生可能エネルギーの導入が進み、温室効果ガスの排出の少ないエコな住宅や事業所が増えることをめざします。 ◇ごみの分別・減量化やリサイクルの取組が進むことで、ごみの排出量が年々減少していくことをめざします。 ◇地産地消やグリーン購入など、環境負荷の少ない食品や製品の選択が積極的に行われることをめざします。 ◇環境学習の場の提供が行われることで、市民一人ひとりの意識が向上し、漂着ごみ対策等に積極的に協力していくことをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇市民や事業者に、節電や節水など環境に配慮した行動や、省エネルギー型◇高効率型の家電や設備の使用を促します。 ◇太陽光発電など再生可能エネルギーの導入や、環境に配慮してつくられた電気の利用を促します。 ◇食品ロス削減につながる取組について情報発信し、関係機関との連携による制度の普及や有効活用の取組を進めます。 ◇ごみ減量の啓発に努め、集団資源回収の支援や、各種リサイクル法などの周知に努めます。 ◇琵琶湖の漂着ごみの削減に向けた体制の構築を検討し、また、ポイ捨ての防止や持ち帰りなどの啓発を進めます。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市域の温室効果ガス排出量(万ｔ-CO2)	滋賀県推計値	86.2	79.5
市民1人1日当たりのごみ等発生量(g/人・日)	第5次滋賀県廃棄物処理計画(素案)	880	804

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野2	環境
施策2	**低炭素社会・循環型社会の構築**

	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
主な取組	環境に配慮した行動・活動の推進	◇「COOL CHOICE(クールチョイス)」や「“しがCO2ネットゼロ”ムーブメント」の実現に向けた取組を推進します。 ◇市民に節電や節水など環境に配慮した行動を促します。 ◇事業者に環境に配慮した事業活動やフロン類の適正管理などを促します。	生活環境課
	エネルギーの有効利用	◇省エネルギー型・高効率型の家電や設備の購入を促します。 ◇太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を促します。 ◇電力自由化に伴い、環境に配慮してつくられた電気の利用を促します。	生活環境課
	食品ロスの削減	◇「NO-FOODLOSSプロジェクト(食品ロス削減国民運動)」や宴会の食べ残しを減らす「3010運動」、「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を推進します。 ◇県が進める「三方よしフードエコ推奨店」認定制度の情報を発信し、認定や利用を呼びかけます。 ◇賞味期限の近い防災備蓄食品について、フードバンクへの寄付や肥料にするなど有効活用を進めます。	生活環境課
	プラスチックごみの削減	◇使い捨てのプラスチック容器・包装・製品の使用を減らし、マイバッグやマイ箸、マイボトルの普及啓発を進めます。 ◇化石由来プラスチックから再生プラスチックやバイオプラスチックなどへの転換を促します。	生活環境課
	3Rの取組強化	◇市民や事業者への啓発に努め、ごみを出さないライフスタイルや事業活動の実践を進めます。 ◇集団資源回収の支援を進めるとともに、市民意識の啓発や各種リサイクル法などの周知に努めます。	生活環境課 清掃センター
	漂着ごみ対策の推進	◇関係機関や大学、地域住民などと連携して、琵琶湖の漂着ごみについて調査・情報収集を行い、漂着ごみ削減に向けた体制の構築を検討します。 ◇漂着ごみの原因となるごみのポイ捨てを防止し、散在性ごみの発生を減らすようごみの持ち帰りなどの啓発を進めます。	生活環境課
	※多様な主体との連携による取組		

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野2	環境
施策2	**低炭素社会・循環型社会の構築**

関連する個別計画	第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策1	**河川の整備・土砂災害対策の推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇ 近年の気候変動による局地的集中豪雨や、宅地開発などによる著しい市街化の進展により、各地域で道路冠水や床下浸水の頻度が増していることから、人命や財産を守るため、計画的な河川・水路の改修や整備を図る必要があります。 ◇ 近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、人命や財産を守るため、急傾斜地における土砂災害対策の推進を図る必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇ 公共下水道(雨水対策)事業による河川や水路の整備を行うとともに、適切な維持管理により浸水被害を軽減し、安全で安心して暮らせる環境づくりをめざします。 ◇ 急傾斜地崩壊危険区域における対策施設の整備促進により家屋の保全を図り、土砂災害による被害を軽減し、安全で安心して暮らせる環境づくりをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇ 雨水公共下水道事業による計画的な河川・水路整備の取組を進め、雨水対策の整備率向上をめざします。 雨水対策の整備率　47.4% ◇ 急傾斜地崩壊危険区域における保全家屋対策整備に向けての取組を進め、保全対策の整備率向上をめざします。 急傾斜地崩壊危険区域における保全対策の整備率　23.3%

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
雨水対策の整備率	浸水対策済面積/必要浸水対策面積【%】	5.0	47.4
急傾斜地崩壊危険区域における保全対策の整備率	保全済家屋数/必要保全家屋数【%】	3.3	23.3

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策1	**河川の整備・土砂災害対策の推進**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	浸水対策下水道事業	近年の気候変動による局地的集中豪雨や、宅地開発などによる著しい市街化の進展により、特に市街化区域(公共下水道計画決定区域)においては、道路冠水や床下浸水の頻度が増しており、浸水対策下水道事業による雨水対策を行います。 また、新たに彦根市雨水管理総合計画を策定し、効率的かつ経済的な雨水対策に取り組む。	道路河川課
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域の保全や対策工事は、土地の所有者や管理者、占有者が行うことが原則ですが、個人での実施が困難な場合、要綱に基づく採択条件との整合を図り、公共事業(県施行または県補助金による市施行)による対策を行います。	道路河川課
	※多様な主体との連携による取組		
	◇国が主体となり進めている流域治水プロジェクト(淀川水系琵琶湖流域)の取組事業のひとつとして関係機関と連携し流域治水に貢献していきます。 ◇滋賀県と湖東圏域の自治体で構成している湖東圏域水害に強いまちづくり協議会において、県管理河川の改修等、提言・要望などを行います。 ◇一級河川芹川の治水については、多賀町と構成する芹川治水対策連絡協議会を通じ、滋賀県へ提言・要望活動を積極的に行います。 ◇一級河川愛知川の改修促進については、東近江市、愛荘町と構成する愛知川改修促進期成同盟会を通じ、滋賀県へ提言・要望活動を積極的に行います。 ◇滋賀県また危機管理部局と連携し、一級河川共同点検および土砂災害防止パトロールを年次的に実施し災害防止に努めます。		

関連する個別計画	◇彦根市公共下水道事業計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策2	**消防体制の充実**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇大規模な自然災害や複雑多様化する火災および救急等の事案に的確に対応するため、より高度で専門的な知識等が求められる一方、職員の若返りが急速に進み、経験の浅い若年層職員が多くなることから、知識、技術および経験等のノウハウの伝承や資格者の養成・確保を図り、消防力の維持・強化を図る必要があります。 ◇近年の社会経済情勢の変化の影響を受け，団員数の減少，団員の高齢化，サラリーマン団員の増加等が進み、非常備消防体制が弱体化傾向にあることから、地域における消防団活動の一層の充実を図るため、消防団への加入促進や消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実を図る必要があります。 ◇火災件数の減少をめざすとともに、高齢化社会に対応した安全な地域社会づくりに向け、市民・事業者等を含めた防火体制を推進する必要があります。特に住宅火災による死傷者の減少をめざすため、設置義務化されている住宅用火災警報器の設置後10年を経過した機器本体の取り替え等の適切な維持管理と全戸設置に向け、積極的な啓発を推進する必要があります。 ◇事業所等における火災発生時の利用者等の安全確保を図るため、消防法令違反の根絶をめざし、火災の初期において重要な役割を果たす自動火災報知設備をはじめとする消防用設備等が未設置で重大な消防法令違反がある事業所等に対し、徹底した是正指導を行う必要があります。 ◇これまで全ての救急隊に救急救命士を乗務させるため計画的に救急救命士の養成を進めてきましたが、現役救急救命士の高齢化が進むことから更に救急救命士の養成を進めていく必要があります。また、救急救命士が行う気管挿管をはじめとする高度救命処置を行うための認定(以下「認定救命士」という。)取得を進めてきましたが、全ての隊に認定救命士の乗務が出来ていないのが現状です。管内人口の高齢化等に伴い増加している救急出場に対する救命率の向上に向け、更に高度救命処置を行うための資格取得および救急隊員の適切な救急救命処置の実施と救急搬送体制や医療機関の受け入れ体制の充実を図る必要があります。 ◇建築物の大規模化、多様化が進むとともに、近年大雨や地震による自然災害が多発しており、また避難困難者が増加するなど多種多様な消防活動が求められていることから、消防施設・設備の計画的な整備を行うなど、更に消防体制を強化する必要があります。 ◇消防指令施設の消防救急デジタル無線設備を平成25年、高機能指令システムを平成29年に整備し運用してから設備対応年数の半ばを過ぎ、次期整備に向けては人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な通信指令体制を確立していく必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇消防力の強化と救急救助体制の充実を図るとともに、火災予防の推進、広域的な連携や消防団員の確保・教育に取り組むことで、市民が安心して暮らせる「災害に強いまち◇安全なまち」をめざします。

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策2	**消防体制の充実**

4年後の目標	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定			
	◇消防職員に対して専門的な教育訓練を実施し、職員の知識および技能の向上をめざします。 ◇消防団の装備の充実等を図るとともに、多様な人材の消防団への参加を促し、魅力ある消防団づくりをめざします。 ◇設置義務化されている住宅用火災警報器の取り替えを含む全戸設置に向け、積極的な啓発を推進し、住宅火災による死傷者の減少をめざします。 ◇令和元年中の救急出場5,911件について救急救命士の乗車率は100％であるが、うち認定救命士の乗車率は79.7％となっていることから、認定救命士の乗車率向上をめざします。 ◇通信指令業務において、隣接消防本部と広域的な連携に取り組み、持続可能な通信指令体制をめざします。			
指標	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	消防団員数	実数	468人	525人
	住宅用火災警報器の設置率	「住宅用火災警報器設置状況調査方法」(平成27年1月9日付け消防予第7号消防庁予防課長通知による一部改正)による算出	82.30%	88%
	認定救命士の全救急出場件数に対する乗車率	認定救命士出場件数／全救急出場件数	79.70%	87.80%

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策2	**消防体制の充実**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	消防職員教育	◇滋賀県消防学校や消防大学校に入校し、最新の知識や高度な技術・技能の習得を図ります。 ◇救急救命士の養成や救急隊員の教育訓練を実施します。	消防総務課
	消防施設・設備の整備	◇消防署や分団車庫については、彦根市消防施設等適正管理計画に基づき、適切な維持管理や更新に取り組みます。 ◇消防防災活動に必要な施設・資機材等の整備を推進するとともに、感染症対策など職員が安全で安心して効率的に業務が遂行できる環境づくりに努めます。	消防総務課 警防課
	消防団の充実	◇市内事業所や大学等と連携を図りながら、多様な人材の消防団への参画を図ります。 ◇消防団の装備の改善を図るとともに、消防団員の教育訓練の実施や処遇の改善に努めます。 ◇消防団活動への理解や加入促進を図るため、多様な媒体を活用し、積極的に情報発信を行います。 ◇彦根藩町火消し「彦根鳶」の文化を保存・継承し、防火広報活動等に活用します。	消防総務課
	火災予防対策の推進	◇火災件数および火災による死傷者の減少をめざすとともに、高齢化社会に対応した安全な地域社会づくりに向け、市民・事業者等を含めた防火体制の推進に努めます。	予防課
	事業所等の防火管理の徹底	◇事業所等の利用者等の安全確保を図るため、消防法令違反の根絶をめざし消防用設備等の未設置等、重大な消防法令違反がある事業所等に対しては、消防法上の権限を適切に行使し、徹底した是正指導を推進します。	予防課
	認定救命士の養成	◇認定救命士になるためには、医療機関で行う気管挿管実習が必須であり、医療機関等の協力のもと、年間2名の養成を目標に取り組みます。	警防課
	通信指令業務の広域的な連携	◇隣接消防本部との通信指令業務に関する広域的な連携協力の事前協議に取り組みます。	通信指令課
	※多様な主体との連携による取組		
	◇住宅用火災警報器の取り替えと必置をされるよう、自治会等を単位とした共同購入や機器の取り付けを支援します。		

関連する個別計画	彦根市消防施設等適正管理計画 第5次彦根市救急高度化推進計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策3	**危機管理対策の推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震、近年全国各地で多発している豪雨災害、そして新型ウイルスによる感染症やテロなど、市民生活に重大な被害を生じさせる事象に備えるとともに、そういった事態に迅速に対応できるよう体制強化を図る必要があります。 ◇「彦根市地域防災計画」「彦根市水防計画」「彦根市国民保護計画」「彦根市インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、庁内関係課および各関係機関が連携を図り、予防、警戒、応急対策等の危機管理対策の充実を図る必要があります。 ◇これまで彦根市メール配信システムをはじめ、ツイッター、アプリ「ひこまち」、Yahoo!防災速報、同報系屋外放送設備、市ホームページおよびエフエムひこねラジオ放送など、様々な手段を活用した情報提供に努めてきました。今後も災害等の危機発生時や予想される場合には、市民に対して、正しい情報を迅速かつ的確に伝える情報伝達体制のさらなる強化を図る必要があります。 ◇安全で安心できるまちづくりを推進していくためには、自らの身は自らが守る「自助」、地域の多様な主体による「共助」、行政の取組である「公助」の連携が重要です。 ◇大規模災害時には行政自身も大きな被害をうけることや、被災地域が広範囲にわたることが予想され、「公助」による対応には限界があります。このため、防災・減災を図る上では「自助」および「共助」の強化が特に重要であり、とりわけ「共助」の重要な担い手となる自主防災組織の結成および育成のさらなる推進が必要です。 ◇しかしながら、自主防災組織の母体となる自治会員の高齢化やそれに伴う役員の担い手不足などといった課題もあり、全国および滋賀県内の設置状況と比較して、本市の自主防災組織活動カバー率は低いのが現状です。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇市民一人ひとりの防災意識と地域防災力を高め、誰もが安全で安心して暮らし続けることができる災害に強いまちをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇市民の防災意識が向上するよう取組を実施し、地域における「共助」の重要な担い手となる自主防災組織の活動カバー率の向上をめざします。 ◇自然災害などさまざまな危機事象に迅速かつ的確に対応するため、災害時応援協定の充実を図ります。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自主防災組織活動カバー率	自主防災組織を設置する自治会等の世帯数から算出	74.40%	90.80%
各種団体等との災害時応援協定締結数	災害時応援協定締結数を台帳で管理し把握	47件	65件

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策3	**危機管理対策の推進**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	危機管理対策の強化	◇関係機関との連携を図り、「彦根市地域防災計画」「彦根市水防計画」「彦根市国民保護計画」「彦根市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づく、危機管理対策の強化を図ります。 ◇民間の協力を得ながら災害等の応援協定の充実を図ります。 ◇非常用備蓄品の整備を推進します。	危機管理課
	情報の収集および伝達体制の充実	◇災害等発生時に備えて庁内関係課および各関係機関と連携を図り、迅速かつ正確な情報収集の体制整備に努めます。 ◇総合情報配信システム、全国瞬時警報システム(Jアラート)および同報系屋外放送設備等を活用した市民への緊急情報の伝達手段を図るとともに、市民防災マニュアルや防災ハザードマップ等による予防対策の充実に努めます。	危機管理課
	防災力・減災力の向上	◇市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を図るため、広報紙や防災講習会等を通じて、地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう、市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援を行うとともに、「共助」の重要な担い手となる自主防災組織の結成を促進します。	危機管理課
	要配慮者支援体制の推進	◇災害の影響を受けやすい要配慮者の安全を確保するため、必要に応じて迅速かつ的確に福祉避難室や福祉避難所を開設・運営を行います。 ◇要配慮者にかかる地域での支援体制を充実させるため、「災害時避難行動要支援者制度」の登録推進、および関係各課と連携して「災害時要援護者個別支援計画」の作成に取組みます。	社会福祉課 危機管理課
	※多様な主体との連携による取組		
	◇非常用備蓄品の準備、防災訓練への参加、自主防災組織の結成や運営など、防災に関して、自分にできること(自助)、地域でできること(共助)は何かを自治会や学区などの地域コミュニティの場やそれぞれの立場で考え、実践されることを期待します。 ◇防災訓練への参加や災害時応援協定の締結など、民間事業者として、地域の防災活動への積極的な支援を期待します。		

関連する個別計画	彦根市地域防災計画 彦根市水防計画 彦根市国民保護計画 彦根市新型インフルエンザ等対策行動計画 彦根市国土強靭化地域計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策4	**地域安全対策の推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇住みやすく快適な市民生活のためには、犯罪のない安全・安心な地域社会であることが基本となります。刑法犯罪件数は近年、減少傾向にありますが、架空料金請求詐欺等の特殊詐欺は、依然として高い水準が続いています。また、コンピュータ技術等を悪用するサイバー犯罪については、犯罪手口が高度化・多様化しており、その脅威が深刻化しています。 ◇令和元年中における彦根市の犯罪認知件数は607件となっており、ここ10年のピークである平成24年(1，789件、)からは、7割近く少しましたが、県内の市町の中では高い状況で推移しております。犯罪の種別では、侵入盗や乗り物盗、万引きなどの窃盗犯が、刑法犯総数の7割以上を占め、439件発生しました。 ◇犯罪が発生しにくい地域社会の実現に向けて、自主防犯活動の充実を図るとともに、環境の整備や青少年の健全育成などに、地域・行政・事業者が一体となって取り組む必要があります。 ◇スクールガードをはじめ、子どもへの声かけや見守り活動に多くの地域ボランティアが取り組んでいます。かけがえのない子どもの命を守る取組を今後も継続して推進していく必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	自主防犯活動など地域の取組に支援を行うことで、犯罪が発生しにくい環境を整えることをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇防犯啓発活動、防犯パトロール活動、通学見守り活動、交通安全活動などの自主的な地域安全活動の取組を支援することで、活動が推進されることをめざします。 ◇自治会内や周辺への防犯灯の設置などの取組により、犯罪の発生しにくい環境が整備されることをめざします。

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標	指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
	地域安全活動推進事業実施自治会数	地域安全活動推進事業にかかるまちづくり推進事業総合補助金申請団体数	284	290
	自主防犯活動団体結成数	自主防犯活動への取組状況がわかります。	13	17

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策4	**地域安全対策の推進**

	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
主な取組	地域安全活動の推進	◇犬上・彦根防犯自治会の活動の活性化を図ります。 ◇自主的・主体的な地域安全活動の促進を図ります。 ◇広報紙発行や街頭啓発などによる地域安全意識の高揚を図ります。 ◇不審者情報の配信などによる情報共有に努めます。	まちづくり推進課、学校教育課
	防犯施設の整備充実	◇道あかり事業や防犯灯の設置補助など防犯施設の整備充実に努めます。	まちづくり推進課、建設管理課
	※多様な主体との連携による取組		

★施策に関連する個別計画がある場合、記入してください。

関連する個別計画	

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策5	**交通安全対策の推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者がかかわる事故が依然として多いほか、自転車による事故、運転手のルール無視やマナー違反等の課題があります。 ◇交通事故を未然に防ぐため、交通ルールの徹底や交通マナーの向上を図る取組が重要であり、特に交通事故の被害者となりやすい幼児、児童、高齢者を対象とした交通安全教育の充実が必要です。 ◇交通安全意識の普及徹底を図るため、本市における交通事故の傾向を常に把握しながら、これに即応した交通安全運動を展開していく必要があります。 ◇交通安全意識の普及には、行政、警察、関係機関だけではなく、市民の自主的な取組が重要であり、指導者を育成していく必要があります。 ◇交通安全対策は即効性のあるものではなく、継続的に実施していく必要があるほか、各世代の応じた取組や、湖東圏域の中心都市として広域的な取組を促進していく必要があります。 ◇平成24年に京都府で発生した通学路における死傷事故、また、令和元年には大津市において園児らが死傷する痛ましい事故が発生するなど、子ども達が移動する経路の安全確保は喫緊の課題であり、その対策を図っていく必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇市民の主体的な交通安全啓発が行われることで、一人ひとりが、交通安全意識を持つことをめざします。 ◇ドライバー、歩行者がそれぞれ交通ルールを守って通行することで、交通事故件数を減らします。 ◇高齢者が運転しなくても生活できる環境を作ることで、高齢者ドライバーに原因する事故を減らします。 ◇子どもに早い段階でルールを守って通行することを教えることで、子どもの事故防止をめざします。 ◇高齢者に対する交通安全啓発を行うことで、高齢者の事故防止をめざします。 ◇通学路や未就学児が集団で移動する経路について、子どもたちが安全に通行することができ、事故防止をめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇彦根交通安全協会など、住民の自発的な啓発活動を行う関係機関と連携し、歩行者やドライバーなどへの啓発を進めます。 ◇子どもや高齢者を対象にした交通安全教室を開催することで、交通安全に関する知識を広めます。 ◇広報ひこねや彦根市ホームページなどを通じて、交通安全に関する情報を発信し、啓発を進めます。 ◇高齢者の運転免許証の自主返納を支援し、高齢者事故の防止をめざします。 ◇通学路や未就学児が集団で移動する経路の安全を確保し、事故防止をめざします。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市内の交通事故件数	滋賀県警察本部の統計資料	322	171
交通事故による死傷者数	滋賀県警察本部の統計資料	388	223
交通事故による子どもの死傷者数	滋賀県警察本部の統計資料	31	9
交通事故による高齢者の死傷者数	滋賀県警察本部の統計資料	45	19

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策5	**交通安全対策の推進**

	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
主な取組	交通安全運動の推進	交通安全運動の機会をとらえ、彦根警察署、彦根交通安全協会など関係機関と連携して、交通安全思想の普及・啓発を行います。	交通対策課
	交通安全教室の開催	子どもや高齢者を対象にした交通安全教室を開催し、交通安全に関する知識を広めます。	交通対策課
	運転免許所の自主返納の支援	運転免許証を返納した後で、公共交通機関を気軽に利用できる環境をつくるため、路線バスや予約型乗合タクシーの回数券を交付するなどにより、運転免許証の自主返納を支援します。	交通対策課
	公共交通の利用促進	公共交通機関の利便性向上や公共交通に関する情報発信などによって利用促進することで、過度な自動車依存を是正し、交通事故防止を図ります。	交通対策課
	交通安全施設整備の促進	歩行者や車両の安全を確保するため、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を進め、また、自治会等からの地域における危険箇所の交通安全対策の要望に対して、関係機関と協議、検討のうえ、安全施策に取り組みます。	道路河川課
	通学路等の安全対策の促進	小・中学校の通学路や未就学児が集団で移動する経路について、定期的に関係団体とともに点検を行い、「彦根市子どもの移動経路交通安全プログラム」を策定するとともに、計画的な安全対策を行い、その効果を検証します。	学校教育課 幼児課 交通対策課 道路河川課
	※多様な主体との連携による取組		

関連する個別計画	彦根市交通安全計画 彦根市子どもの移動経路交通安全プログラム

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策6	**消費者保護対策の推進**

現状と課題	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
	悪質商法や振り込め詐欺の手口は日々巧妙化しており、インターネットの普及や契約形態・契約方法の多様化により、消費者被害は未成年者にも拡がっています。 消費者被害の未然防止および拡大防止のため、相談業務・啓発業務ともにさらに強化していく必要があります。

12.年後の姿	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
	◇最新の消費生活情報の発信や啓発活動により、自立した消費者を育成し、市民が安全で安心な消費生活を送れることをめざします。

4年後の目標	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定			
	◇消費生活相談員による消費生活講座の実施やSNSを活用した消費生活情報の発信に努めます。 ◇消費生活相談員が消費者被害の相談業務にあたり、被害の回復・問題の解決を図ります。			
指標	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	消費生活講座参加者数(人)		325	360

第4章	豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち
分野3	安全・安心
施策6	**消費者保護対策の推進**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	消費者保護の充実	消費生活上のトラブルや苦情の解決のため、消費生活相談員が相談業務にあたり、被害の回復や問題の解決を行います。また、必要に応じて、国民生活センターや県消費生活センターなどとも連携を図り、解決を行います。	生活環境課
	消費生活情報の提供	消費生活において確かな選択や判断ができる消費者を育成・支援するため、未成年者や高齢者まで幅広い年代を対象に、出前講座や広報、SNS等を活用して、消費生活に関する正しい知識の普及や情報の提供を行います。	生活環境課
	※多様な主体との連携による取組		

関連する個別計画	